

関市新規林業就業者支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、適切な森林の経営管理を推進するため、林業事業者又は中濃森林組合（以下「対象事業者」という。）に新規に就業する者に対し、就業してから一定の期間について関市新規林業就業者支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、新たな林業の担い手を経済的に支援し、もって本市の豊かな森林環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 林業事業者 市内に事業所を有する者であって、森林技術者を雇用して森林における施業を行うものをいう。
- (2) 森林技術者 造林、保育、伐採その他の森林における施業に直接従事する労働者をいう。
- (3) 勤務月 第7条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた日が属する年度において対象事業者で勤務した月（月の途中で就業し、又は離職した月を除く。）をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 初めて第6条の規定による申請をした日が属する年度（3月2日から同月末日までの間に新規に対象事業者に就業した場合は、当該申請をした日が属する年度の前年度）において新規に対象事業者に就業する者であること。
- (3) 新規に対象事業者に就業した日（以下「就業日」という。）において、45歳未満の者であること。
- (4) 就業日において林業に従事した期間が3年未満の者であること。
- (5) 就業日から3年以上継続して同一の対象事業者に勤務し、かつ、本市に居住する意思を有している者であること。
- (6) 週20時間以上の期間の定めのない雇用契約に基づいて対象事業者に就業している者であること。
- (7) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれの在留資格も有していない外国人でないこと。
- (8) 市税、保育料、水道料金、下水道使用料その他市に納付すべき歳入金を滞納していない者

(補助金の交付対象期間)

第4条 補助金の交付対象となる勤務月は、就業日の属する月（月の途中で就業した場合は、翌月）（以下「就業月」という。）から起算して3年を経過する月までの間にあるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、勤務月1月につき25,000円とする。ただし、勤務月のうち、就業月から起算して1年を経過するまでの月にあつては、1月につき30,000円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、毎年度4月の末日まで（初めてこの条の規定による申請をする場合は、就業日から30日以内。ただし、就業日が3月2日から同月末日までの間にある場合は、就業日が属する年度の翌年度の4月中）に関市新規林業就業者支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 関市新規林業就業者支援補助金に関する誓約書（別記様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定により申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定し、関市新規林業就業者支援補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知する。

2 前項の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更しようとするとき又は対象事業者への就業を中止しようとするときは、関市新規林業就業者支援補助金交付申請変更等承認申請

書（別記様式第4号）に交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認するかどうかを決定し、関市新規林業就業者支援補助金交付申請変更等承認（不承認）通知書（別記様式第5号）により交付決定者に通知する。

4 市長は、第1項の規定による補助金の交付決定及び前項の規定による申請内容の変更の承認について条件を付けることができる。

（実績報告等）

第8条 交付決定者は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた日が属する年度の3月（当該年度における補助金額の算定に係る最後の勤務月が3月でない場合は、当該勤務月の翌月）中に関市新規林業就業者支援補助金実績報告書兼補助金精算報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1） 就業証明書（別記様式第7号）

（2） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、関市新規林業就業者支援補助金額確定通知書（別記様式第8号）により交付決定者に通知する。

（補助金の交付等）

第10条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後に、補助金を交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助金の一部について概算払をすることができる。

2 前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、第6条の規定により申請する際に、関市新規林業就業者支援補助金交付申請書に概算払を必要とする理由を付して、市長に提出しなければならない。

3 交付決定者は、第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、関市新規林業就業者支援補助金精算（概算）払請求書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、就業先の対象事業体の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

（1） この告示の規定に違反したとき。

（2） 偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

（3） 就業日から3年以上継続して同一の対象事業体に勤務しなかったとき。

（4） 就業日から3年を経過する日前に市外へ転出したとき。

（5） その他市長が補助金の交付を適当でないとしたとき。

2 市長は、第9条の規定により交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

3 市長は、前2項の規定により、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるときは、関市新規林業就業者支援補助金交付決定取消（返還）通知書（別記様式第10号）により交付決定者に通知する。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和4年12月7日から施行する。

関市長 様

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日（ 歳）

電話番号

関市新規林業就業者支援補助金交付申請書

関市新規林業就業者支援補助金の交付を受けたいので、関市新規林業就業者支援補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添付して申請します。なお、関市新規林業就業者支援補助金の交付要件の確認をするために、市税、保育料、水道料金、下水道使用料その他の市に納付すべき歳入金の納付状況（滞納の有無）について市の職員が確認することに同意します。

1 補助金申請額

申 請 期 間	勤務月	補助金の額
年 月 ～ 年 月分	月	金 円

2 関係書類

- (1) 関市新規林業就業者支援補助金に関する誓約書（別記様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 概算払が必要である場合はその理由

年 月 日

関市長 様

住 所
氏 名

関市新規林業就業者支援補助金に関する誓約書

私は、関市新規林業就業者支援補助金の交付にあたり、下記の事項について誓約します。
また、関市新規林業就業者支援補助金交付要綱第11条第1項各号に該当することとなった場合には、同条第3項の規定に基づく関市新規林業就業者支援補助金の交付決定の取消し及び返還命令に従い、既に関市新規林業就業者支援補助金の交付を受けているときは、関市新規林業就業者支援補助金を速やかに返還することを誓約します。

1 誓約事項

- 対象事業体に就業した日から3年以上継続して同一の対象事業体に勤務し、かつ、関市に居住する意思があります。
- 対象事業体に就業した日において林業に従事した期間は3年未満で間違いありません。
(経験年数 年 月)
- 申請者及び世帯員に暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者はいません。
- 関市が報告、調査等が必要と認めるときは、これに協力します。

○林業事業体又は中濃森林組合記入欄

申請者は、主として林業現場作業に従事するため、当事業体に正規雇用した者であることを証明します。			
就業年月日	年	月	日
			年 月 日
		住 所	
		事業体名	
		代表者名	

住所
氏名 様

関市新規林業就業者支援補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった関市新規林業就業者支援補助金の交付につきましては、次のとおり決定しましたので、関市新規林業就業者支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

年 月 日

関市長 印

補助金の交付	交付・不交付
補助金の額	円
概算払の承認	承認・不承認
不交付・不承認の理由	
備考	

注意事項

- (1) 3月(補助金額の算定に係る最後の勤務月が3月でない場合は、当該勤務月の翌月)中に別に定める様式により就業状況を報告してください。
- (2) 交付決定者がこの告示の規定に違反したとき、交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき、交付決定者が就業日から3年以上継続して同一の対象事業体に勤務しなかったとき、交付決定者が就業日から3年を経過する日前に市外へ転出したとき、その他市長が補助金の交付を適当でないと思えたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した

補助金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

- (3) 補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、市長が定める期限までに、その超える額を返還してください。

関市長 様

住 所

氏 名

電 話 番 号

関市新規林業就業者支援補助金交付申請変更等承認申請書

年 月 日付け関市指令 第 号で交付決定を受けた関市新規林業就業者支援補助金につきまして、申請の内容を変更（対象事業体への就業を中止）したいので、関市新規林業就業者支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により、交付決定通知書の写しを添付して申請します。

記

1 申 請 区 分 変更 ・ 中止

2 変 更 の 内 容

3 変 更（中止）の理由

備考 変更の場合は、その内容の分かる書類を添付してください。

住所

氏名

様

関市新規林業就業者支援補助金交付申請変更等承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった関市新規林業就業者支援補助金の交付に係る申請の内容変更（対象事業体への就業の中止）につきましては、申請のとおり変更（中止）することを承認しましたので（承認することができませんので）、関市新規林業就業者支援補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

関市長

印

承認の条件・不承認の理由

関市長 様

住 所

氏 名

電 話 番 号

関市新規林業就業者支援補助金実績報告書兼補助金精算報告書

年 月 日付け関市指令 第 号で交付決定を受けた関市新規林業就業者支援補助金について、関市新規林業就業者支援補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添付して報告します。

記

1 関係書類

- (1) 就業証明書（別記様式第7号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 補助金精算報告

概算払額	金	円
精算額	金	円
差引額	金	円

就業証明書

下記の者の就業状況については、次のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者名

記

勤務者住所	
勤務者名	
就業年月日	年 月 日
業務内容	

住所
氏名 様

関市新規林業就業者支援補助金額確定通知書

年 月 日付けで提出のあった実績報告に基づき、関市新規林業就業者支援補助金の額を確定しましたので、関市新規林業就業者支援補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

年 月 日

関市長 印

確定額 金 円

年 月 日

関市長 様

住 所

氏 名

電 話 番 号

関市新規林業就業者支援補助金精算（概算）払請求書

年 月 日付け関市指令 第 号で交付決定を受けた関市新規林業就業者支援補助金の精算（概算）払を受けたいので、関市新規林業就業者支援補助金交付要綱第10条第3項の規定により請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行			本店
	金庫			
預貯金種別	普通・当座	口座番号	組合	
			農協	
フリガナ				
口座名義人				

住所
氏名 様

関市新規林業就業者支援補助金交付決定取消（返還）通知書

次のとおり、 年 月 日付け関市指令 第 号に
〔よる関市新規林業就業者支援補助金の交付の決定の全部（一部）を取り消した
より交付した関市新規林業就業者支援補助金の全部（一部）の返還を決定した〕
関市新規林業就業者支援補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

年 月 日

関市長 印

取消し・返還の内容			
取消し・返還の理由			
返還額	円	返還期限	年 月 日